

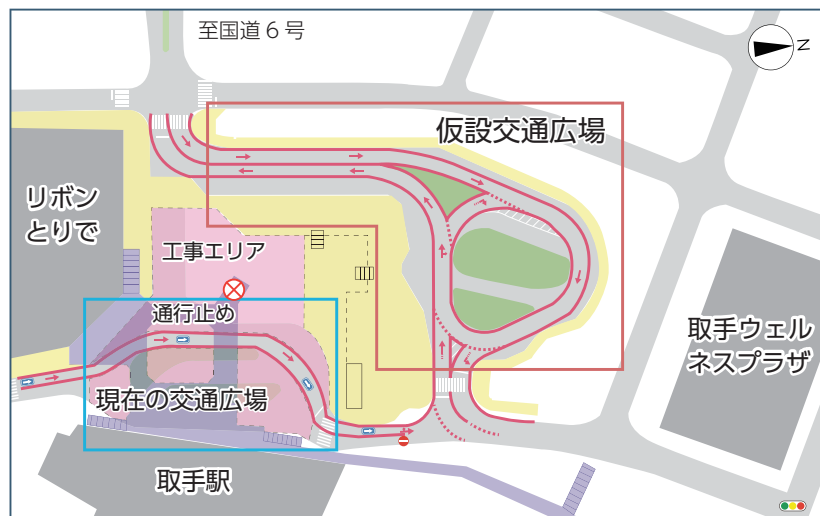
取手駅西口 駅前交通広場リニューアル工事開始 5月12日(木)から仮設交通広場を設置

問 区画整理課 ☎ 内線 3011

取手駅西口の交通広場のリニューアル工事を行うため、5月12日(木)の早朝から約2年程度の間、現在の駅前交通広場は新たな仮設交通広場に移動します。仮設交通広場ではバスやタクシーの利用、一般車の乗降ができます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

期間 5月12日(木) 4:00 ごろから

場所 下図参照



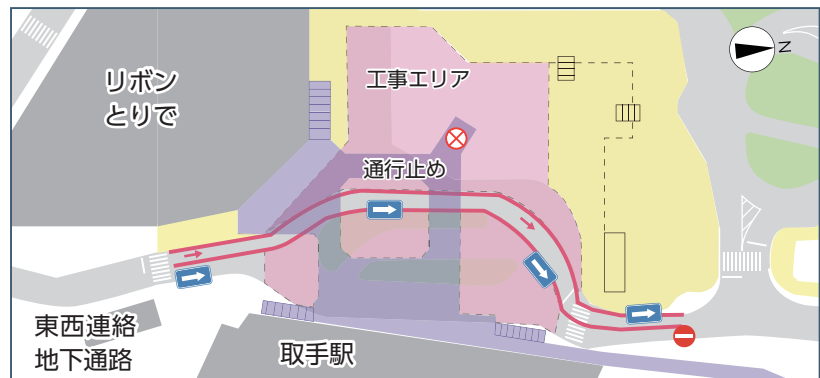
◆歩行者は歩道を通って以下の施設を引き続き利用できます

▶ペDESTリアンデッキ ▶東西地下通路 ▶エスカレーター ▶各商業施設など

※リボンとりで前のエレベーターは当面の間利用できません。

◆現在の交通広場(車両に限り使用できません)

現在の交通広場は工事エリアとなるため、車両に限り一方通行(下図参照)を除き使用ができなくなります。



◆仮設交通広場

バス停留所やタクシー乗り場は新たな仮設交通広場に移動します。移動後も、バス停留所の番号や運行ルート・ダイヤに変更はありません。



◆現在の整備状況をお知らせします

4月5日時点の整備中の様子をお知らせします。



ロータリー出入り口(取手ウェルネスプラザ側)



ロータリー出入り口(はなのき通り側)



バス停留所 3・4 付近



一般車乗降場(手前)、タクシー乗り場(奥)

一世帯当たりの「平等割」を廃止 国民健康保険税 賦課方式を変更

問 国保年金課 ☎ 内線 1364

茨城県国民健康保険運営方針に基づき、県全体で国民健康保険税の賦課方式が2方式(所得割・均等割)になります。

◆2方式に変わります

今年度から以下のように変わります。

▼令和3年度まで

所得割	加入者の前年中の所得金額に応じて加算
均等割	加入者一人当たり一定金額を加算
平等割	一世帯ごとに一定金額を加算

▼4年度から

所得割
均等割

◆変更の理由

現在は、国民健康保険加入世帯の多くが一人または二人世帯となっていることから、制度の創設時に比べて、世帯当たりの賦課意義が薄れてきているためです。また、2方式にすることで簡潔・公平な賦課方式となります。

◆税率などに変更はありません

平等割廃止後も、所得割・均等割の税率などに変更はありません。

◆子育て世帯の均等割を一部または全額免除

高校生以下(令和5年3月31日時点で18歳以下の方)の均等割は半額になります。

また今年度から、市は独自に第2子から全額免除にします。